

「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師」  
「理学療法士」「歯科技工士」「柔道整復師」  
に係る学校の関係手続きの手引

令和4年3月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

# 改訂履歴

平成16年4月

平成22年3月

平成24年11月

平成26年6月

平成28年3月

平成29年9月

平成31年2月

令和4年3月

## 目 次

一.	「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師」「理学療法士」 「歯科技工士」「柔道整復師」に係る学校の関係事務手続き一覧	1 ページ
二.	認定・指定学校概況報告について	2 ページ
三.	認定(指定)申請について	11 ページ
四.	変更承認申請について	22 ページ
五.	変更届出について	26 ページ
六.	認定(指定)取消申請について	28 ページ
七.	参考資料	29 ページ

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL : 03-5253-4111 (内線 3716)

FAX : 03-6734-3737

E-mail : toku-sidou@mext.go.jp

# 一. 「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師」「理学療法士」「歯科技工士」「柔道整復師」に係る学校の関係事務手続き一覧

1. 文部科学大臣が認定（理学療法士、歯科技工士学校、柔道整復師にあっては指定。以下同じ。）する「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師」「理学療法士」「歯科技工士」「柔道整復師」に係る学校等（視覚障害者又は聴覚障害者を教育する特別支援学校関係）

資 格	関係学校・学科
あん摩マッサージ指圧師	特別支援学校（視覚障害）高等部 本科保健医療科 専攻科保健医療科
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師	特別支援学校（視覚障害）高等部 専攻科理療科
理学療法士	特別支援学校（視覚障害）高等部 専攻科理学療法科
歯科技工士	特別支援学校（聴覚障害）高等部 専攻科歯科技工科
柔道整復師	特別支援学校（視覚障害）高等部 専攻科柔道整復科

## 2. 事務手続きについて

区 分		提出期限	参照ページ
認定・指定学校 概況報告	次の事項を毎年度報告する。 1. 当該年度の学年別生徒数 2. 前年度の卒業・修了者数 3. 前年度における教育の実施状況の概要 4. 前年度における経営の状況及び収支決算 (4. は理学療法士学校を除く。その他の学校にあっては学校法人立の学校のみ。)	毎年度開始後 2か月以内	P. 2
認定（指定） 申 請	新たに認定（指定）を受けようとする場合	認定（指定）を受けよう とする日から6か月前	P. 11
変 更 承 認 申 請	1. 学則（修業年限、定員又は教育課程）を変更しよう とする場合 2. 校舎の各室の用途及び面積を変更しようとする場合	変更承認を受けよう とする日から3か月前	P. 22
変 更 届 出	1. 設置者の氏名、住所を変更した場合 2. 学校の名称、位置を変更した場合 3. 学則（変更承認事項以外）を変更した場合 4. 実習施設を変更した場合	変更後1か月以内	P. 26
認定（指定） 取 消 申 請	認定（指定）の取消しを受けようとする場合	取消しを受けよう とする日から3か月前	P. 28

## 3. 根拠法令一覧（別冊）

区 分	報 告	認定（指定） 申 請	変更承認申請	変更届出	認定（指定） 取消申請
あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゅう師等に関する法律施行令 平成4年9月24日政令第301号	第4条	第2条	第3条第1項	第3条第2項	第7条
理学療法士及び作業療法士法施行令 昭和40年10月1日政令第327号	第12条	第10条	第11条第1項	第11条2項	第15条
歯科技工士法施行令 昭和30年9月7日政令第228号	第12条	第10条	第11条第1項	第11条2項	第16条
柔道整復師法施行令 平成4年9月24日政令第302号	第5条	第3条	第4条第1項	第4条第2項	第8条

## 4. 全般的留意事項

- (1) 申請書等は、設置者を經由して、文部科学大臣に提出すること。
- (2) 新規認定（指定）を受けようとする場合、又は学科の廃止に関連した募集停止を行う場合は、事前に連絡すること。
- (3) 提出期限は、認定等を受けようとする日から起算する。

## 二. 認定・指定学校概況報告について

認定・指定を受けている 1. あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校、2. 理学療法士に係る学校、3. 歯科技工士、4. 柔道整復師に係る学校について提出すること。

### 1. 提出書類

- ・認定・指定学校概況報告書（P. 4 別紙様式 1）
- ・担当者名簿（P. 10 別紙様式 2）

### 2. 提出期限

**毎年5月末日**

### 3. 「認定・指定学校概況報告書」作成要領

この「認定・指定学校概況報告書」は、下記の認定・指定学校（学校別、学科又は課程等別）区分について、別紙様式 1 のとおり作成すること。

ただし、一つの学校が複数の認定・指定を受けている場合（例：あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校において、本科保健理療科と専攻科保健理療科の認定を併せて受けている場合、本科保健理療科と専攻科理療科の認定を併せて受けている場合等）は、それぞれ別葉に作成すること。

なお、各記入項目に該当しない事例、特殊な事例等がある場合は、その内容を別紙（様式自由）として作成の上、添付すること。

（区分）

1. あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校
2. 理学療法士に係る学校
3. 歯科技工士に係る学校
4. 柔道整復師に係る学校

### 4. 記入上の注意事項

(1) この報告書は、各年5月1日現在で作成すること。

(2) 「1. 学校の概要」について

ア 「学校の名称」欄の括弧内については、それぞれに記載されているものの中から該当するものを選んで記入すること。なお、学校名称にはふりがなを付すこと。

イ 「設置者の名称」「設置者の位置」欄については、公立の学校にあっては教育委員会の名称及び位置、国立及び私立の学校にあっては法人の名称及び主たる事務所の位置を記載すること。

ウ 「学科設置年月日」及び「学科認定（指定）年月日」には、当該学科の設置及び認定（指定）年月日を記入する。学校の設置年月日ではないので、留意すること。

(3) 「2. 在学状況」について

原級留置者、転科者等で在学者数が増加している場合は内数で記入し、内訳は備考に記入すること。

(4) 「3. 卒業・修了者進路状況等」について

- ア 就職者のうち、定時制の学校に進学した者など、就職かつ進学した者については、「就職者数」欄の括弧内に内数で記入し、「進学者数」欄の括弧内に外数で記入すること。なお、この場合、両者の括弧内の数字の合計は必ず一致する。
- イ 「診療機関」への就職者については、資格（あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等）を区分して記入すること。
- ウ 「資格試験の合格状況」には、指定区分の各資格試験の合格状況を記入し、括弧内には既卒者を含めた状況を記入すること。なお、合格率（％）は、小数点第2位を四捨五入して記入すること。

(5) 「4. 前年度の教育実施状況」について

- ア この欄は、認定・指定を受けている学科において、開設されている授業科目の全てについて記入すること。  
なお、前年度未開講の科目については、単位数欄に開講予定の単位数を記入した上で、(未)と付記すること。(例：2 (未))
- イ 高等部本科保健医療科は学習指導要領上の単位数で記入し、専攻科は大学設置基準上の単位数で記入すること。
- ウ 「総合領域」については、表中に外数で記入すること。備考には総合領域について記入する必要はない。
- エ 専門科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に代替している場合には、どの科目の何単位をどの科目で代替したか備考欄に明記すること。(例：「保健」2単位中1単位は「疾病の成り立ちと予防」1単位で代替)
- オ 「課題研究」の履修により総合的な探究の時間における学習活動と同様の成果が期待できる場合に、課題研究の履修をもって総合的な探究の時間の一部又は全部を代替した際には、その旨を備考欄に明記すること。(例：「総合的な探究の時間」3単位は「課題研究」3単位で代替)
- カ 教育課程の変更により一つの学科で二つ以上の教育課程がある場合については、別葉で作成し、適用年度を左上に記入すること。(例：令和〇〇年度以降入学者)

(6) 「5. 担当者名簿（別紙様式2）」について

文部科学省から問い合わせ等を行う際の連絡担当者として、学校の担当者ではなく、教育委員会、学校法人又は国立大学法人の担当者名を記入する。メールアドレスは、可能な限り代表メールアドレスと担当者個人のメールアドレスの両方を記載すること。

また、複数名を記載する場合には、業務の分担が分かるように記載すること。

(別紙様式1)

## 令和〇〇年度認定・指定学校概況報告書

### 1. 学校の概要

令和〇〇年5月1日現在

ふりがな 学校の名称	(国立、公立、私立)			学 校 長	氏名	
学 科 等					理 事 長	氏名
入学定員	〇〇人	修業年限	〇年			
学校の位置	(〒 - ) TEL ( ) -			学科設置 年 月 日	年 月 日	
設置者の名称				学科認定 (指定) 年 月 日	年 月 日	
設置者の位置	(〒 - ) TEL ( ) -					

### 2. 在学状況

本年度の 入学者数	本年度の在学者数			
	1年	2年	3年	合計
人	人	人	人	人
備 考				

※原級留置者、転科者等で在学者数が増加している場合は内数で記入し、内訳は備考に記入すること。

### 3. 卒業・修了者進路状況等

前年度 卒業・ 修了者	就職者数				進学者数			未就職 者 数
	診療機関	教育機関	その他	計	特別支援学校 専攻科	大学・専門学校等 (医療従事者関連に限る)	その他	
人	人 ( 人 )	人	人	人	人	人	人	人
	人 ( 人 )							
	人 ( 人 )							
	人 ( 人 )							
求人 数	件	資格試験の合格状況(今年春)受験者数			合格者数		合格率	
人	人	あん摩マッサージ指圧師	人 ( 人 )	人 ( 人 )	% ( % )			
	人	はり師	人 ( 人 )	人 ( 人 )	% ( % )			
	人	きゅう師	人 ( 人 )	人 ( 人 )	% ( % )			

※就職かつ進学をした者については、就職者数欄の括弧内に内数で記入し、進学者数欄の括弧内に外数で記入のこと。この場合、両欄の括弧の合計値は必ず一致する。

※「診療機関」への就職者については、資格(あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等)を区分して記入すること。

※資格試験の合格状況欄括弧内については、既卒者を含めた数字を記入すること。

4. 前年度の教育実施状況（令和〇〇年度入学者）

下記教育課程承認年月日 令和 年 月 日

〇〇学校本科保健医療科

分野	教科	科目	上の単位数				履修方法	教育内容
			第1学年	第2学年	第3学年	小計		
基礎分野	国語						科学的思考の基盤 人間と生活	
	地理歴史							
	公民							
	数学							
	理科							
	保健体育							
	芸術							
	外国語							
	家庭							
	情報							
		小計						
専門基礎分野	保健医療	人体の構造と機能					人体の構造と機能	
		疾病の成り立ちと予防					疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	
		生活と疾病					保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	
		医療と社会						
		小計						
専門分野	保健医療	基礎保健医療					基礎あん摩マッサージ指圧学	
		臨床保健医療					臨床あん摩マッサージ指圧学	
		地域保健医療と保健医療経営					社会あん摩マッサージ指圧学	
		保健医療基礎実習					実習	
		保健医療臨床実習					臨床実習	
		小計						
		上記の各科目					総合領域	
		上記の各科目						
		保健医療情報						
		課題研究						
		小計						
合計								
総合的な探究の時間								
特別活動（ホームルーム）								
自立活動								
年間授業週数								
卒業所要単位数								
備考								
※必要に応じて行や列を加除すること。 ※総合領域については、表中に外数で記入すること。 ※未開講の学年は各学年の開講予定単位数の隣に（未）を付記すること。 ※代替については備考に記入すること。 ※学年によって教育課程が異なる場合は別葉で作成すること。 ※承認された教育課程表と照らし合わせ、齟齬がないことを確認すること。								



(別紙様式1) 記入例1: 本科保健医療科

令和〇〇年度認定・指定学校概況報告書

1. 学校の概要

令和〇年5月1日現在

ふりがな 学校の名称	もんぶかがくけんりつしかくしえんがっこう 文部科学県立視覚支援学校 (公立)			学 校 長	氏名 文科 太郎	
学 科 等	本科保健医療科			理 事 長	氏名	
入学定員	8人	修業年限	3年			
学校の位置	(〒100-0000) 文部科学県千代田区霞が関3-2-22 TEL (03) 5252-0000			学 科 設 置 年 月 日	昭和40年4月1日	
設置者の名称	文部科学県			学 科 認 定 ( 指 定 ) 年 月 日	昭和40年4月1日	
設置者の位置	(〒100-0000) 文部科学県千代田区永田町1-77 TEL (03) 3583-0000					

2. 在学状況

本年度の 入学者数	本年度の在学者数			
	1年	2年	3年	合計
7人	8人	7人	6人	21人
備 考	転科者1を含む	原級留置者1を含む		

※原級留置者、転科者等で在学者数が増加している場合は内数で記入し、内訳は備考に記入すること。

3. 卒業・修了者進路状況等

前年度 卒業・ 修了者	就職者数				進学者数			未就職 者 数
	診療機関	教育機関	その他	計	特別支援学校 専攻科	大学・専門学校等 (医療従事者関連に限る)	その他	
7人	あま指師 2人 ( 人)	人	2人	4人	2人	人	人	1人
	人							
	( 人)							
	人							
求人数	10件 12人	資格試験の合格状況(今年春)受験者数 あん摩マッサージ指圧師 7人 (11人)			合格者数 6人 (9人)		合格率 85.7% (81.8%)	

※就職かつ進学をした者については、就職者数欄の括弧内に内数で記入し、進学者数欄の括弧内に外数で記入のこと。この場合、両欄の括弧の合計値は必ず一致する。

※「診療機関」への就職者については、資格(あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等)を区分して記入すること。

※資格試験の合格状況欄括弧内については、既卒者を含めた数字を記入すること。

4. 前年度の教育実施状況（令和〇年度以降入学者）

下記教育課程承認年月日 令和 〇年 〇月 〇日

文部科学県立視覚支援学校本科保健医療科

分野	教科	科目	上の単位数				履修方法	教育内容
			第1学年	第2学年	第3学年	小計		
基礎分野	国語	現代の国語	2			2		科学的思考の基盤 人間と生活
		言語文化		2		2		
	地理歴史	地理総合		2		2		
		歴史総合			2	2		
	公民	公共	2			2		
	数学	数学Ⅰ	2			2		
	理科	科学と人間生活	1	(1)		1		
		生物基礎		1	1	2		
	保健体育	体育	3	2	2	7		
		保健	1	(1)		1		
	芸術	音楽Ⅰ	1	1		1	選 択	
		美術Ⅰ	1	1		1		
	外国語	英語コミュニケーションⅠ		2		2		
	家庭	家庭基礎		2		2		
情報	情報Ⅰ	(2)						
		小計	12	12	5	29		
専門基礎分野	保健医療	人体の構造と機能	5	5		10		人体の構造と機能
		疾病の成り立ちと予防	2	2		4		疾病の成り立ち、予防及び回復の促進
		生活と疾病			7	7		
		医療と社会	1	1		2		保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念
			小計	8	8	7	23	
専門分野	保健医療	基礎保健医療		5		5		基礎あん摩マッサージ指圧学
		臨床保健医療			7	7		臨床あん摩マッサージ指圧学
		地域保健医療と保健医療経営			1	1		社会あん摩マッサージ指圧学
		保健医療基礎実習	6	3		9		実習
		保健医療臨床実習			6	6		臨床実習
			小計	6	8	14	28	
		保健医療情報	2			2		総合領域
	課題研究		2	1	3			
	小計	2	2	1	5			
		合計	28	30	28	85		
	総合的な探究の時間			(2)	(1)			
	特別活動（ホームルーム）		1	1	1	3		
	自立活動		1	1	1	3		
	年間授業週数		35	35	35	105		
	卒業所要単位数		30	30	30	91		
備考								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保健」2単位中1単位は「疾病の成り立ちと予防」1単位で代替</li> <li>・「科学と人間生活」2単位中1単位は「人体の構造と機能」1単位で代替</li> <li>・「情報Ⅰ」2単位は「保健医療情報」2単位で代替</li> <li>・「総合的な探究の時間」3単位は「課題研究」3単位で代替</li> </ul>								

(別紙様式1) 記入例2: 専攻科理療科

## 令和〇〇年度認定・指定学校概況報告書

### 1. 学校の概要

令和〇年5月1日現在

ふりがな 学校の名称	もんぶかがくけんりつしかくしえんがっこう 文部科学県立視覚支援学校 (公立)			学校長	氏名 文科 太郎	
学 科 等	専攻科理療科			理事長	氏名	
入学定員	8人	修業年限	3年			
学校の位置	(〒100-0000) 文部科学県千代田区霞が関3-2-22 TEL(03)5252-4111			学科設置 年 月 日	昭和40年4月1日	
設置者の名称	文部科学県			学科認定 (指定) 年 月 日	昭和40年4月1日	
設置者の位置	(〒100-0000) 文部科学県千代田区永田町1-77 TEL(03)3583-5111					

### 2. 在学状況

本年度の 入学者数	本年度の在学者数			
	1年	2年	3年	合計
7人	8人	7人	6人	21人
備 考	転科者1を含む	原級留置者1を含む		

※原級留置者、転科者等で在学者数が増加している場合は内数で記入し、内訳は備考に記入すること。

### 3. 卒業・修了者進路状況等

前年度 卒業・ 修了者	就職者数				進学者数			未就職 者 数
	診療機関	教育機関	その他	計	特別支援学 校専攻科	大学・専門学校等 (医療従事者関連に限る)	その他	
7人	あはき師 1人 ( 人)	1人	1人	4人	1人	1人	人	1人
	あま指師 1人 ( 人)							
	人 ( 人)							
求人数	10件 12人	資格試験の合格状況(今年春)受験者数			合格者数		合格率	
		あん摩マッサージ指圧師	7人(11人)	6人(9人)	85.7%(81.8%)			
		はり師	7人(11人)	5人(8人)	71.4%(72.7%)			
		きゅう師	7人(11人)	5人(8人)	71.4%(72.7%)			

※就職かつ進学をした者については、就職者数欄の括弧内に内数で記入し、進学者数欄の括弧内に外数で記入のこと。この場合、両欄の括弧の合計値は必ず一致する。

※「診療機関」への就職者については、資格(あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等)を区分して記入すること。

※資格試験の合格状況欄括弧内については、既卒者を含めた数字を記入すること。

4. 前年度の教育実施状況（令和〇年度以降入学者）

下記教育課程承認年月日

令和 〇年 〇月 〇日

文部科学県立視覚支援学校専攻科理療科

分野	科目	授業方法	大学設置基準上の単位数				履修方法	教育内容
			第1学年	第2学年	第3学年	小計		
基礎分野	国語表現	講義・演習	3			3	科学的思考の基盤 人間と生活	
	人間関係学	講義・演習	2	2		4		
	保健体育	講義・演習	1	1		2		
	保健体育	実験・実習・実技	1	1		2		
	コミュニケーション論	講義・演習	1	1	1	3		
	小計		8	5	1	14		
専門基礎分野	人体の構造と機能	講義・演習	15			15	人体の構造と機能	
	疾病の成り立ちと予防	講義・演習	4	3		7	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	
	生活と疾病	講義・演習		9	5	14		
	医療と社会	講義・演習		2	2	4	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	
	小計		19	14	7	40		
専門分野	基礎理療学	講義・演習	3	3	3	9	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	
	臨床理療学	講義・演習		3	12	15	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	
	地域理療と理療経営	講義・演習			2	2	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	
	理療基礎実習	実験・実習・実技	8	11		19	実習	
	理療臨床実習	実験・実習・実技			9	9	臨床実習	
	小計		11	17	26	54		
	基礎理療学	講義・演習	2			2	総合領域	
	理療情報	講義・演習		1		1		
	課題研究	講義・演習		4	3	7		
	小計		2	5	3	10		
	総合的な探究の時間							
特別活動（ホームルーム）								
自立活動								
年間授業週数			35	35	35	105		
卒業所要単位数			40	41	37	118		
備考								

(別紙様式2)

## 担 当 者 名 簿

機 関 名	
住 所	〒           —
電話番号	(           )           —           (内線           )
メールアドレス	<代表>
	<担当者>
担当部局	
担当課 (室)	
担当者職・氏名	<small>ふりがな</small>

### 三. 認定（指定）申請について

1. 提出書類 学校認定（指定）申請書
2. 提出期限

認定（指定）を受けようとする日から6か月前（4月1日に認定（指定）を受ける場合は前年の9月末日（休日の場合は、直前の開庁日））

（様式例）

学校認定（指定）申請書						
						年 月 日
文部科学大臣 殿		設置者名称 住所 代表者職・氏名			印	
<p>【〇〇〇学校・〇〇学科】の、【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項】に規定する学校としての認定（指定）について、【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第2条】の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p>						
1. 設置者の名称及び住所						
名 称						
住 所	〒 ー		電話（ ） ー			
2. 学校の名称、位置及び学校長の氏名						
名 称						
位 置	〒 ー		電話（ ） ー			
学校長の氏名						
3. 設置年月日 年 月 日						
4. 学則（別添のとおり）						
5. 学科の名称、修業年限等						
学科の名称	修業年限	1学年の定員	1学年の学級数	総学級数	総定員	備考
6. 教育課程表（別添のとおり）						
7. 学校長の氏名、履歴等（別添のとおり）						
8. 教員の氏名、履歴及び担当授業科目並びに専任又は兼任の別（別添のとおり）						
9. 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図（別添のとおり）						
（1）校地内における建物配置図						
（2）当該学科に係る建物平面図						
（3）各室の用途及び面積						
10. 教授用及び実習用の器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録						
（1）器械器具（別添のとおり）						
（2）標本及び模型（別添のとおり）						
（3）図書（学術雑誌は目録を添付）（別添のとおり）						
（4）その他の備品（別添のとおり）						
11. 臨床実習を行う実習施設に関する書類（別添のとおり）						
（1）総括表						
（2）実習施設の概要						
（3）承諾書						
12. 収支予算及び向こう2年間の財政計画（様式自由）						

### 3. 記入上の注意事項

- 設置者住所は、地方公共団体の場合は教育委員会の所在地を、学校法人及び国立大学法人（以下、「法人」という。）の場合は主たる事務所の所在地を記入すること。
- 代表者職・氏名は、地方公共団体の場合は教育長の職・氏名を、法人の場合は、代表者の職・氏名を記入すること。
- 【 】内は、学科ごとに適切な学科名・法令名等を記載すること。

#### 「3. 設置年月日」について

- 既存の学校に新たに学科を設置する場合は、当該学科を設置する年月日を記入すること。

#### 「4. 学則」について

- 学則とは、修業年限、生徒の定員及び教育課程に関する事項等を定めたものを指し、都道府県条例等が該当する場合もあるので留意すること。

#### 「5. 学科の名称、修業年限等」について

- 当該申請に係る学科の名称等について記入すること。
- 「総学級数」及び「総定員」の欄は、学科ごとに全学年における総学級数及び総定員を記入すること。

#### 「6. 教育課程表」について（様式例ア参照（P. 13～15））

#### 「7. 学校長の氏名、履歴等」について（様式例イ参照（P. 16））

#### 「8. 教員の氏名、履歴及び担当授業科目並びに専任又は兼任の別」について（様式例ウ参照（P. 17））

#### 「9. 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図」について

- （1）の建物配置図は簡略なものとするとともに、敷地面積、運動場の面積、各建物の建築面積等が分かるようにすること。
- （2）の建物平面図については、学科に関係のある各室が用途別に分かるよう留意するとともに、関係する各室には番号を付すなどして、（3）の各室の用途及び面積の表との対応を図ること。
- ロッカールーム（又は更衣室）、手洗い及び消毒設備の位置が明確に分かるようにすること。
- 実習室については、各室のベッド数が分かるように記載すること。

#### 「10. 教授用及び実習用の器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録」について（様式例エ参照（P. 18））

#### 「11. 臨床実習を行う実習施設に関する書類」について（様式例オ参照（P. 19～21））

- 学校養成施設附属の実習施設についても臨床実習を行う実習施設に関する書類を提出すること。

#### 「12. 収支予算及び向こう2年間の財政計画」について

- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校、又は歯科技工士に係る学校、又は柔道整復師に係る学校のうち、私立の学校のみ添付すること。（様式自由）

(様式例ア－1：本科保健理療科)

教育課程表

(令和〇〇年度以降入学者)

〇〇県立盲学校高等部本科保健理療科

分野	教科	科目	学習指導要領 上の単位数				履修方法	教育内容
			第1学年	第2学年	第3学年	小計		
基礎分野	国語						科学的思考の基盤 人間と生活	
	地理歴史							
	公民							
	数学							
	理科							
	保健体育							
	芸術							
	外国語							
	家庭情報							
			小計					
専門基礎分野	保健理療	人体の構造と機能					人体の構造と機能	
		疾病の成り立ちと予防					疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	
		生活と疾病					保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	
		医療と社会						
		小計						
専門分野	保健理療	基礎保健理療					基礎あん摩マッサージ指圧学	
		臨床保健理療					臨床あん摩マッサージ指圧学	
		地域保健理療と保健理療経営					社会あん摩マッサージ指圧学	
		保健理療基礎実習					実習	
		保健理療臨床実習					臨床実習	
		小計						
		上記の各科目					総合領域	
		保健理療情報						
		課題研究						
		小計						
総合的な探究の時間								
特別活動（ホームルーム）								
自立活動								
合計								
備考								

1. 教育課程表は学科ごとに作成すること。また、入学年度により異なる教育課程を編成する場合は、入学年度ごとに作成すること。
2. 教育課程の編成に当たっては【P.29 資料ア】教育内容と教科「保健理療」に属する科目との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部本科）に基づいて編成し、学習指導要領上の単位数で記入すること。また、専門基礎分野及び専門分野の編成に当たっては、学習指導要領に示す各科目により編成すること。なお、同欄に示す単位数を超過して履修させることも可能である。
3. 「総合領域」については、表中に外数で記入すること。
4. 「特別活動（ホームルーム）」については、50分の授業をもって1単位時間とし、年間35単位時間以上の履修が必要であるが、単位の認定はできないこと。
5. 「履修方法」欄には、選択履修等について記入すること。
6. 専門科目の履修をもって必履修科目の履修の一部又は全部に代替している場合、又は、課題研究の履修をもって総合的な探究の時間の一部又は全部を代替する場合には、何単位をどの科目で代替したかを備考欄に明記すること（例：「保健」1単位については「疾病の成り立ちと予防」1単位で代替 総合的な探究の時間3単位については、課題研究3単位で代替）。※専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部にかえることができる。



(様式例ア－２：専攻科保健理療科)

教育課程表

(令和〇〇年度以降入学者)

〇〇県立盲学校高等部専攻科保健理療科

分野	科目	授業方法	大学設置基準上の単位数				履修方法	教育内容
			第1学年	第2学年	第3学年	小計		
基礎分野								科学的思考の基盤 人間と生活
		小計						
専門基礎分野	人体の構造と機能							人体の構造と機能
	疾病の成り立ちと予防							疾病の成り立ち、予防及び回復の促進
	生活と疾病							保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念
	医療と社会							
		小計						
専門分野	基礎保健理療							基礎あん摩マッサージ指圧学
	臨床保健理療							臨床あん摩マッサージ指圧学
	地域保健理療と保健理療経営							社会あん摩マッサージ指圧学
	保健理療基礎実習							実習
	保健理療臨床実習							臨床実習
		小計						
	上記の各科目							総合領域
	保健理療情報							
	課題研究							
		小計						
総合的な探究の時間								
特別活動(ホームルーム)								
自立活動								
			合計					
備考								

1. 教育課程表は学科ごとに作成すること。また、入学年度により異なる教育課程を編成する場合は、入学年度ごとに作成すること。
2. 教育課程表の編成に当たっては【P. 30 資料イ】「教育内容と教科「保健理療」に属する科目との対比表(特別支援学校(視覚障害)高等部専攻科)」に基づいて編成すること。また、「単位数」欄には、大学設置基準上の単位数で記入すること。なお、同欄に示す単位数を超過して履修させることも可能である。
3. 「総合領域」については、表中に外数で記入すること。
4. 「履修方法」欄には、選択履修等について記入すること。

(様式例ア－3：専攻科理療科)

教育課程表

(令和〇〇年度以降入学者)

〇〇県立盲学校高等部専攻科理療科

分野	科目	授業方法	大学設置基準 上の単位数				履修方法	教育内容
			第1学年	第2学年	第3学年	小計		
基礎分野							科学的思考の基盤 人間と生活	
		小計						
専門基礎分野	人体の構造と機能						人体の構造と機能	
	疾病の成り立ちと予防						疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	
	生活と疾病						保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	
	医療と社会							
		小計						
専門分野	基礎理療学						基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	
	臨床理療学						臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	
	地域理療と理療経営						社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	
	理療基礎実習						実習	
	理療臨床実習						臨床実習	
		小計						
	上記の各科目						総合領域	
	理療情報							
	課題研究							
		小計						
総合的な探究の時間								
特別活動（ホームルーム）								
自立活動								
			合計					
備考								

1. 教育課程表は学科ごとに作成すること。また、入学年度により異なる教育課程を編成する場合は、入学年度ごとに作成すること。
2. 教育課程表の編成に当たっては【P.31 資料ウ】「教育内容と教科「理療」に属する科目との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科）」に基づいて編成すること。また、「単位数」欄には、大学設置基準上の単位数で記入すること。なお、同欄に示す単位数を超過して履修させることも可能である。
3. 「総合領域」については、表中に外数で記入すること。
4. 「履修方法」欄には、選択履修等について記入すること。

(様式例イ)

学校長の氏名、履歴等

氏名

氏名		生年月日	
現住所			

学歴

年 月	事 項
年 月	
年 月	
年 月	

職歴

年 月	事 項
年 月	
年 月	
年 月	

(様式例ウ)

教員の氏名、履歴及び担当授業科目並びに専任又は兼任の別 (本科・専攻科) 学科名									
番号	職名	氏名	生年月日	履歴			担当教科科目	週担当授業時数	専任兼任の別
				免許・資格	学歴	教育歴			
1						年月		( )	
2						年月		( )	
3						年月		( )	

(注)

- 免許・資格欄には、教員免許及びあん摩マッサージ指圧師免許等について記入すること。
- 学歴欄には、最終学歴(学校名、卒業・修了年月)を記入すること。
- 教育歴欄には、認定を受けようとする日における在職期間(幼稚園、小学校、中学校等も含めて教職にあった期間を通算する。)を記入すること。
- 担当教科科目欄は、新設年度における担当教科科目を当該年度の教育課程と照合させて作成すること。
- 週担当授業時数欄は、各教員の当該学科における担当時数を記入するとともに、他の学科、学部を含め、1週間に受け持つ授業時数を、括弧を付して記入すること。
- 「兼任」は、非常勤の教員の場合に記入すること。

(様式例工)

教授用及び実習用の器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録

(1) 器械器具

番号	品 目	数 量	備 考
1			
2			
3			

(2) 標本及び模型

番号	品 目	数 量	備 考
1			
2			
3			

(3) 図書 (学術雑誌は目録を添付)

図 書 の 種 類	現有冊数・種類 (点字図書の内数)	備 考
	冊 ( )	
専門基礎分野に関する図書	冊 ( )	
	冊 ( )	
	冊 ( )	
合 計	冊 ( )	
学 術 雑 誌	種類 ( )	

(4) その他の備品

番号	品 目	数 量	備 考
1			
2			
3			

(注)

- 器械器具、標本及び模型の数については、「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」(平成元年10月11日付け文初特第174号文部省初等中等教育局長・高等教育局長通知)(抄)を参照すること。(P.37)

(様式例オ-1)

総括表				科
番号	実習施設名	当該実習施設を使用する授業科目名	実習施設における実習指導者 (所属、資格名、臨床経験年数等)	備考

(注)

- この様式は、使用する学科ごとに、使用する全ての実習施設についてまとめて記入すること。
- 「実習施設における実習指導者」の欄には、当該実習施設の実習指導者を全て記入し、本務の所属先、当該指定学校に係る資格名（免許の種類）及び臨床経験（業務従事）年数を記入すること。
- 学校養成施設附属の実習施設の「実習指導者の臨床経験年数等」は、学校養成施設の教諭としての経験年数を記入すること。
- 使用する実習施設の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 1実習施設について、2以上の授業で使用する場合、「当該実習施設を使用する授業科目名」の欄に全ての授業科目名を一括して記入すること。
- 実習施設における実習指導者が、養成しようとする資格に係る免許を有していない場合（一人でも免許を有していない実習指導者がいる場合も含む）は、①学校等の実習指導体制及び②その実習指導者が実習目的に照らして適切であることを説明する書類を添付すること。（様式自由）

(様式例オ-1) 記入例

総括表				専攻科保健医療科
番号	実習施設名	当該実習施設を使用する授業科目名	実習施設における実習指導者 (所属、資格名、臨床経験年数等)	備考
1	文部科学県立 視覚支援学校 附属実習施設	保健医療臨床実習	文科 次郎 (高等部 特別支援学校自立教科(理療)教諭 20年) ○○ ○○○ (高等部 特別支援学校自立教科(理療)教諭 18年) ○○ ○○○ (高等部 特別支援学校自立教科(理療)教諭 10年) ○○ ○○○ (高等部 特別支援学校自立教科(理療)教諭 7年)	
2	文科鍼灸指圧 施術所	保健医療臨床実習	○○ ○○○ (あま指師 15年) ○○ ○○○ (あはき師 20年)	
////	////	////	////	////
10	文部鍼灸 マッサージ院	理療臨床実習	○○ ○○○ (はき師 17年) ○○ ○○○ (あはき師 18年)	

## (様式例オ－２)

実習施設の概要				科
施設の名称				
施設の位置				
設置者等		管理者		
設置年月日				
ベッド数				
最近の患者数等				
学校からの距離等	距離	交通機関	片道所要時間	
前年度の実習生 受入状況	学校名等		年間受入延人数（実数）	

## (注)

- この様式は、使用する学科ごとに、使用する全ての実習施設について記入するものとする。
- 実習施設が複数にわたる場合は施設別に記載すること。
- 「最近の患者数等」の欄は、最近１年間（申請書提出時の前年度）の施術を受けた者の数を記入すること。（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校にあっては、最近１年間にあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの施術を受けた者の数。柔道整復師学校にあたっては、最近１年間に柔道整復の施術を受けた者の数）
- 「学校等からの距離等」の欄には、当該申請校からの公共交通機関等を利用した場合の距離等を記入する。
- 「実習生受入状況」の欄には、申請時の前年度における当該実習施設の年間の受入れ学校名及び受入れ延人数、（ ）内には実数を記入すること。（学校等数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。）
- 実習施設の変更届出の場合には、変更後に新規に使用する実習施設についてのみ作成すること。
- 学校養成施設附属の実習施設の場合は、「学校からの距離等」の記入は不要。

## (様式例オ－２) 記入例

実習施設の概要				専攻科保健医療科
施設の名称	文科鍼灸指圧施術所			
施設の位置	文部科学県〇〇区〇〇丁目〇〇番地			
設置者等	〇〇〇〇〇	管理者	院長 〇〇〇〇	
設置年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日			
ベッド数	8床			
最近の患者数等	延〇〇〇人			
学校からの距離等	距離	交通機関	片道所要時間	
	5 km	路線バス	15分	
前年度の実習生 受入状況	学校名等		年間受入延人数（実数）	
	A 専門学校		30人（15人）	
	B 視覚支援学校		15人（10人）	

(様式例オ－３)

## 承 諾 書

(学校名) (学部、学科等名) の実習施設として、(使用開始年月日) より (当該実習施設名) を使用することを承諾します。

令和 年 月 日

### 承諾に際して付した条件

開設者又は長の職名・氏名

印

(当該申請に係る設置者名) 殿

(注)

- この様式は、使用する学科ごとの実習施設全てについて記入するものとする。ただし、二以上の施設で開設者等が同一の場合は、「当該実習施設名」を併記しても差し支えない。
- (使用開始年月日) には、実際に実習施設として使用を開始する時期を記入すること。
- 「開設者又は長の職名・氏名」の欄には、管理者と開設者が異なる場合は、管理者として差し支えない。なお、「印」は、本人の署名をもって代えることができる。
- 受入学生数の上限等、承諾に際して条件を付した場合には、その旨本様式に付記すること。
- 実習施設の変更届出の場合には、変更後に新規に使用する実習施設についてのみ作成すること。
- 原本の写しを添付する場合は、設置者が原本証明すること。なお、一括して設置者の原本証明をすることができる。
- 学校養成施設附属の実習施設の場合も提出すること。

(様式例オ－３) 記入例

## 承 諾 書

文部科学県立盲学校高等部専攻科理療科の実習施設として、令和〇〇年〇〇月〇〇日より文科鍼灸指圧施術所を使用することを承諾します。

令和 年 月 日

### 承諾に際して付した条件

- ・実習を実施する際は、受入人数及び実習内容等について、事前に調整を行うこと。

開設者又は長の職名・氏名

印

文科鍼灸指圧施術所長 ○○○○

○○○○ 殿



## 四. 変更承認申請について

1. 提出書類 変更承認申請書

2. 提出期限

承認を受けようとする日から3か月前（4月1日に承認を受ける場合は前年の12月28日（休日の場合は、直前の開庁日））

（様式例）

変 更 承 認 申 請 書		年	月	日
文部科学大臣 殿				
		設置者名称 住所		印
		代表者職・氏名		
【〇〇〇学校・〇〇学科】の【変更承認申請事項】の変更について、【あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第1項】の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。				
1. 学校の名称、位置及び学校長の氏名				
名 称				
位 置	〒	—	電話（	） —
学校長の氏名				
2. 変更事項				
（例）修業年限、生徒の定員、教育課程、校舎の各室の用途及び面積等の変更				
3. 変更理由				
4. 変更年月日 令和 年 月 日				
（令和 年 月 日以降に入学する者から適用する。）				
5. 学則（別添のとおり）				

### 3. 記入上の注意事項

○ 設置者名称、住所、代表者職・氏名、【 】内の記入については、「三. 認定（指定）申請について」の3. 記入上の注意事項参照（P.12）。

○ 「2. 変更事項」について

- ・教育課程を変更する場合は、教育課程表を当該変更承認申請に係る学科の別に記入すること。また、新旧の教育課程表を提出すること。
- ・入学年度により、異なる教育課程を編成する場合は、入学年度別に作成すること。（様式例ア参照（P.13～15））
- ・入学定員を増加する変更を行う場合は、入学定員の変更について記入するとともに、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を添付すること（「三. 認定（指定）申請について」の3. 記入上の注意事項参照（P.12））
- ・校舎の各室の用途及び面積等を変更する場合は、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を添付すること。（「三. 認定（指定）申請について」の3. 記入上の注意事項参照（P.12））

○ 「5. 学則」について

- ・学則（修業年限、生徒の定員及び教育課程に関する事項）に変更がある場合は、新学則及び旧学則を添付すること。学則以外の変更事項の場合は添付の必要はない。なお、都道府県条例等が学則に相当する場合もあるので留意すること。

(記入例)

変 更 承 認 申 請 書

〇〇年 12 月 10 日

文 部 科 学 大 臣 殿

設置者名称 文部科学県教育委員会  
住所 文部科学県千代田区永田町 1-77  
代表者職・氏名 教育長 科学 花子 印

文部科学県立視覚特別支援学校高等部本科保健理療科の教育課程の変更について、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 学校の名称、位置及び学校長の氏名

名 称	文部科学県立視覚特別支援学校
位 置	〒100-0000 文部科学県千代田区霞が関 3-2-22 電話 (03) 5252-4111
学校長の氏名	文部 太郎

2. 変更事項

教育課程の変更

科目名	新			旧		
	1 学年	2 学年	3 学年	1 学年	2 学年	3 学年
ア 生活と疾病	2 単位	3 単位	3 単位	2 単位	2 単位	4 単位
イ 臨床保健理療		2 単位	4 単位		3 単位	3 単位
ウ 情報 I	(1) 単位	(1) 単位		1 単位	1 単位	
エ 保健理療情報	1 単位	1 単位				

3. 変更理由

- ア 「生活と疾病」の内容のうち、「主な症状の診察法」を第3学年で一括して学習していたものを、第2学年と第3学年に均等に振り分けることで、理論と実習を並行して学習し、より高い学習効果を得るため。
- イ 「臨床保健理療」を第3学年で重点的に学習することで、基礎的な内容を十分に理解した上で、施術を行う態度を身に付ける学習へと効果的に移行するため。
- ウエ 医療現場の情報化に対応することを目的とし、情報及び情報処理に関する知識・技能を、一般的な知識としてではなく、保健理療の分野において活用できる知識・技能として身に付けさせるため、情報 I については、保健理療情報の履修に替えることとする。

4. 変更年月日 令和〇年〇月〇日  
(令和〇年〇月〇日以降に入学する者から適用する。)

5. 学則 (別添のとおり)

(新) 教育課程表

(令和〇〇年度以降入学者)

文部科学県立視覚特別支援学校高等部本科保健理療科

	教科	科目	単位数 (学習指導要領)				履修方法	教育内容
			第1学年	第2学年	第3学年	計		
基礎分野	国語	現代の国語	2			2	科学的思考の基盤 人間と生活	
		言語文化		2		2		
	地理 歴史	地理総合		2		2		
		歴史総合	2			2		
	公民	公共	2			2		
	数学	数学Ⅰ	2			2		
	理科	科学と人間生活		1(1)		1		
		生物基礎			2	2		
	保健 体育	体育	3	2	2	7		
		保健		1	(1)	1		
	芸術	音楽Ⅰ	2			2		選択
		美術Ⅰ	2					
	外国語	英語コミュニケーションⅠ	2			2		
	家庭 情報	家庭基礎			2	2		
情報Ⅰ		(1)	(1)					
小計			15	8	6	29		
専門基礎分野	保健 理療	医療と社会			2	2	保健医療福祉とあん摩マッ サージ指圧、はり及びきゅ うの理念	
		人体の構造と機能	2	2	3	7	人体の構造と機能	
		疾病の成り立ちと予防		2	2	4	疾病の成り立ち、予防及 び回復の促進	
		生活と疾病		3	3	6		
	小計			2	7	10	19	
専門分野	保健 理療	基礎保健理療	2	2		4	基礎あん摩マッサージ指 圧学	
		臨床保健理療		2	4	6	臨床あん摩マッサージ指 圧学	
		地域保健理療と 保健理療経営	2			3	社会あん摩マッサージ指 圧学	
		保健理療基礎実習	3	3	3	9	実習	
		保健理療臨床実習		3	6	8	臨床実習	
	小計			7	10	13	29	
		生活と疾病	2			2	総合領域	
		医療と社会	1	1	1	3		
		保健理療情報	1	1		2		
		課題研究	1	1	1	3		
小計			5	3	2	10		
総合的な探究の時間			(1)	(1)	(1)			
特別活動 (ホームルーム)			1	1	1	3		
自立活動			1	1	1	3		
合計			31	30	33	94		
備考								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保健」2単位は「疾病の成り立ちと予防」2単位で代替</li> <li>・「科学と人間生活」2単位中1単位は「人体の構造と機能」1単位で代替</li> <li>・「情報Ⅰ」2単位は「保健理療情報」2単位で代替</li> <li>・「総合的な探究の時間」3単位は「課題研究」3単位で代替</li> </ul>								

(旧) 教育課程表

(令和〇〇年度以前入学者)

文部科学県立視覚特別支援学校高等部本科保健理療科

	教科	科目	単位数 (学習指導要領)				履修方法	教育内容
			第1学年	第2学年	第3学年	計		
基礎分野	国語	現代の国語	2			2	科学的思考の基盤 人間と生活	
		言語文化		2		2		
	地理 歴史	世界史A		2		2		
		日本史A	2			2		
	公民	現代社会	2			2		
	数学	数学I	2			2		
	理科	科学と人間生活		1(1)		2		
		生物基礎			2	2		
	保健 体育	体育	3	2	2	7		
		保健		1	(1)	1		
	芸術	音楽I	2			2		選択
		美術I	2			2		
	外国語	英語コミュニケーションI	2			2		
	家庭 情報	家庭基礎			2	2		
情報I		1	1		2			
小計			16	9	6	31		
専門基礎分野	保健 理療	医療と社会			2	2	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	
		人体の構造と機能	2	2	3	7	人体の構造と機能	
		疾病の成り立ちと予防		2	2	4	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	
		生活と疾病		2	4	6		
	小計			2	6	11	20	
専門分野	保健 理療	基礎保健理療	2	2		4	基礎あん摩マッサージ指圧学	
		臨床保健理療		3	3	6	臨床あん摩マッサージ指圧学	
		地域保健理療と保健理療経営	2			3	社会あん摩マッサージ指圧学	
		保健理療基礎実習	3	3	3	9	実習	
		保健理療臨床実習		3	6	9	臨床実習	
	小計			7	11	12	30	
		生活と疾病	2			2	総合領域	
		医療と社会	1	1	1	3		
		課題研究	1	1	1	3		
小計			4	2	2	10		
総合的な探究の時間			(1)	(1)	(1)			
特別活動 (ホームルーム)			1	1	1	3		
自立活動			1	1	1	3		
合計			31	30	33	94		
備考								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保健」2単位中1単位は「疾病の成り立ちと予防」1単位で代替</li> <li>・「科学と人間生活」2単位中1単位は「人体の構造と機能」1単位で代替</li> <li>・「総合的な探究の時間」3単位は「課題研究」3単位で代替</li> </ul>								

## 五. 変更届出について

認定・指定を受けている学校について、1) 設置者の名称又は住所（主たる事務所の所在地）2) 学校の名称、位置、3) 学則（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く）の変更があった場合に提出すること。

1. 提出書類様式 変更届出書
2. 提出期限  
変更後1か月以内（休日の場合は、直前の開庁日）

（様式例）

変 更 届 出 書	
	年 月 日
文部科学大臣 殿	
設置者名称	
住所	
代表者職・氏名	印
<p>【〇〇〇学校・〇〇学科】の【変更届出事項】の変更について、【あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第2項】の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
1. 学校の名称、位置及び学校長の氏名	
名 称	
位 置	〒           —
	電話（        ）       —
学校長の氏名	
2. 変更事項	
3. 変更理由	
4. 変更年月日        令和    年    月    日	
5. 学則（別添のとおり）	

### 3. 記入上の注意事項

- 設置者名称、住所、代表者職・氏名、【    】内の記入については、「三. 認定（指定）申請について」の3. 記入上の注意事項参照（P.12）
- 「5. 学則」について
  - ・学則（修業年限、生徒の定員及び教育課程に関する事項以外）に変更がある場合は、新学則及び旧学則を添付すること。学則以外の変更事項の場合には添付する必要はない。なお、都道府県条例等が学則に相当する場合もあるので留意すること。
  - ・新規に臨床実習を行う実習施設を使用する場合は、総括表（様式例カ参照（P.27））、実習施設の概要、承諾書（様式例オー2、オー3参照（P.20、21））を提出すること。
  - ・臨床実習を行う実習施設の届出については、実習施設の見直し等（確認）を毎年必ず実施するなどの対策を講じ、届出手続きに遺漏のないようにすること。

(様式例力)

総括表					科
番号	現 行		変更後		備 考
	実習施設名	当該実習施設を使用する授業科目名	実習施設名	当該実習施設を使用する授業科目名	
	合計実習施設数 ( ) 施設		合計実習施設数 ( ) 施設		
	変更後に新規に使用する実習施設名	当該実習施設を使用する授業科目名	実習施設における実習指導者(所属、資格名、臨床経験年数)	備 考	

(注)

- 「現行」及び「変更後」の欄には、当該学校種別に係る使用する全ての実習施設についてまとめて記入すること。
- 1実習施設について、2以上の授業で使用する場合、「当該実習施設を使用する授業科目名」の欄に全ての授業科目名を一括して記入すること。
- 「実習施設における実習指導者」の欄には、当該実習施設の実習指導者を全て記入し、本務の所属先、当該指定学校に係る資格名(免許の種類)及び臨床経験(業務従事)年数を記入すること。
- 使用する実習施設の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 実習施設における実習指導者が、養成しようとする資格に係る免許を有していない場合(一人でも免許を有していない実習指導者がいる場合も含む)は、①学校等の実習指導体制及び②その実習指導者が実習目的に照らして適切であることを説明する書類を添付すること。(様式自由)
- 授業科目のみが変更された場合、変更届出の提出の必要はない。ただし、新規に使用する実習施設の届出を行う場合に、備考欄に「科目の追加」若しくは「科目の削除」を記載すること。
- 複数の実習施設のうち、使用しなくなった実習施設が生じた場合、変更届出の提出の必要はない。ただし、新規に使用する実習施設の届出を行う場合に、使用しなくなった施設の変更後の欄を空欄にし、備考欄に「削除」と記載すること。

(様式例力) 記入例

総括表					専攻科保健医療科
番号	現 行		変更後		備 考
	実習施設名	当該実習施設を使用する授業科目名	実習施設名	当該実習施設を使用する授業科目名	
1	文部科学県立視覚支援学校附属実習施設	保健医療臨床実習	文部科学県立視覚支援学校附属実習施設	保健医療臨床実習	
2	文科鍼灸指圧施術所	保健医療臨床実習			削除
3			文部鍼灸マッサージ院	保健医療臨床実習	新規
	合計実習施設数 ( 2 ) 施設		合計実習施設数 ( 2 ) 施設		
	変更後に新規に使用する実習施設名	当該実習施設を使用する授業科目名	実習施設における実習指導者(所属、資格名、臨床経験年数)		備 考
	文部鍼灸マッサージ院	保健医療臨床実習	〇〇 〇〇〇 (はき師 17年) 〇〇 〇〇〇 (あはき師 18年)		

## 六. 認定（指定）取消申請について

1. 提出書類 認定（指定）取消申請書

2. 提出期限

取消しを受けようとする日から3か月前（3月31日付で取消しを受ける場合は前年12月28日（休日の場合は直前の開庁日））

（様式例）

認定（指定）取消申請書					
					年 月 日
文部科学大臣 殿					
設置者名称					
住所					
代表者職・氏名					印
<p>【〇〇〇学校・〇〇学科】の認定の取消しについて、【あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第7条】の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p>					
1. 学校の名称、位置及び学校長の氏名					
名 称					
位 置	〒           —				
	電話（        ）       —				
学校長の氏名					
2. 学科の名称、修業年限等					
学 科 の 名 称	修 業 年 限	1 学 年 の 定 員	総 学 級 数	総 定 員	備 考
3. 認定年月日					
4. 認定の取消しを受けようとする理由					
5. 認定の取消しを受けようとする予定期日					
6. 在学中の生徒がある場合のその措置等					

3. 記入上の注意事項

○ 設置者名称、住所、代表者職・氏名、【    】内の記入については、「三. 認定（指定）申請について」の3. 記入上の注意事項参照（P.12）

## 七. 参考資料

### ア 教育内容と教科「保健理療」に属する科目との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部本科）

	認定規則に示す教育内容と単位数		左の単位数を換算した授業時間数	学習指導要領の教科・科目と左の授業時間数を換算した単位数		
				平成 21 年告示	平成 31 年告示	単位数
1 基礎分	科学的思考の基盤	14	210 ~ 420	科学的思考の基盤	科学的思考の基盤	6 ~ 12
	人間と生活			人間と生活	人間と生活	
	小 計	14	210 ~ 420	小 計		6 ~ 12
2 専門基礎分野	人体の構造と機能	12	180 ~ 360	人体の構造と機能	人体の構造と機能	6 ~ 10
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	180 ~ 360	疾病の成り立ちと予防	疾病の成り立ちと予防	
				生活と疾病	生活と疾病	
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	3	45 ~ 90	医療と社会	医療と社会	2
小 計	27	405 ~ 810	小 計		14 ~ 22	
3 専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学	7	105 ~ 210	基礎保健理療	基礎保健理療	3 ~ 6
	臨床あん摩マッサージ指圧学	11	165 ~ 330	臨床保健理療	臨床保健理療	5 ~ 9
	社会あん摩マッサージ指圧学	2	30 ~ 60	地域保健理療と保健理療経営	地域保健理療と保健理療経営	1
	実 習	10	300 ~ 450	保健理療基礎実習	保健理療基礎実習	13 ~ 17
	臨床実習	4	120 ~ 180	保健理療臨床実習	保健理療臨床実習	
	小 計	34	720 ~ 1230	小 計		22 ~ 33
総合領域	10	150 ~ 450	上記の各教科・科目	上記の各教科・科目	5 ~ 12	
			保健理療情報活用	保健理療情報		
			課題研究	課題研究		
合 計	85	1485 ~ 2910	合 計		46 ~ 79	

(注)

- 教育内容、単位数等は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（昭和 26 年 9 月 13 日）（以下「認定規則」という。）に基づくものである。
- 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位数は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 21 条第 2 項によるものである。（1 単位の授業科目は 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15 時間から 30 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とし、実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。）
- 「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。（「実習」については 30～45 時間の授業、「総合領域」については 15～45 時間の授業、その他の教育内容については 15～30 時間の授業をもって 1 単位とするものとして算出している。ただし、体育については、30～45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする必要がある。また、「総合領域」については、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うものとし、講義又は演習により授業を行う場合は、15～30 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とし、実験、実習又は実技により授業を行う場合は、30～45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。）
- 「学習指導要領上の教科・科目と左の授業時間数を換算した単位数」欄に示す単位数は、各教育内容の「左の単位数を換算した授業時間数」欄の授業時間数に相当する学習指導要領上の単位数（1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位として計算している。）である。
- 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目と左の授業時間数を換算した単位数」欄の各科目について、「学習指導要領の教科・科目と左の授業時間数を換算した単位数」欄に示す単位数を満たすことが必要である。なお、「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す単位数を超えて履修させることは可能である。
- 総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動については、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野のいずれにも該当しないものとする。
- 学習指導要領（平成 21 年告示）の教科・科目については、学習指導要領（平成 31 年告示）の教科・科目とすることができる。



イ 教育内容と教科「保健医療」に属する科目との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科）

	認定規則に示す教育内容と単位数		左の単位数を換算した授業時間数		学習指導要領(平成21年告示)の教科・科目	学習指導要領(平成31年告示)の教科・科目
1 基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	210	～ 420	科学的思考の基盤 人間と生活	科学的思考の基盤 人間と生活
	小 計	14	210	～ 420		
2 専門基礎分野	人体の構造と機能	12	180	～ 360	人体の構造と機能	人体の構造と機能
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	180	～ 360	疾病の成り立ちと予防 生活と疾病	疾病の成り立ちと予防 生活と疾病
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	3	45	～ 90	医療と社会	医療と社会
	小 計	27	405	～ 810		
3 専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学	7	105	～ 210	基礎保健医療	基礎保健医療
	臨床あん摩マッサージ指圧学	11	165	～ 330	臨床保健医療	臨床保健医療
	社会あん摩マッサージ指圧学	2	30	～ 60	地域保健医療と 保健医療経営	地域保健医療と 保健医療経営
	実 習	10	300	～ 450	保健医療基礎実習	保健医療基礎実習
	臨床実習	4	120	～ 180	保健医療臨床実習	保健医療臨床実習
	総合領域	10	150	～ 450	専門分野に係る各科目	専門分野に係る各科目
					保健医療情報活用	保健医療情報
課題研究					課題研究	
小 計	44	870	～ 1680			
合 計	85	1485	～ 2910			

(注)

1. 教育内容、単位数等は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（昭和26年9月13日）に基づくものである。
2. 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位数は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項によるものである。（1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
3. 「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。（「実習」については30～45時間の授業、「総合領域」については15～45時間の授業、その他の教育内容については15～30時間の授業をもって1単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする必要がある。また、「総合領域」については、講義又は演習により授業を行う場合は、15～30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習又は実技により授業を行う場合は、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
4. 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す単位数を超えて履修させることは可能である。
5. 学習指導要領(平成21年告示)の教科・科目については、学習指導要領(平成31年告示)の教科・科目とすることができる。

ウ 教育内容と教科「理療」に属する科目との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科）

	認定規則に示す教育内容と単位数		左の単位数を換算した授業時間数		学習指導要領(平成 21 年告示)の教科・科目	学習指導要領(平成 31 年告示)の教科・科目
1 基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	210	～ 420	科学的思考の基盤 人間と生活	科学的思考の基盤 人間と生活
	小 計	14	210	～ 420		
2 専門基礎分野	人体の構造と機能	12	180	～ 360	人体の構造と機能	人体の構造と機能
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	180	～ 360	疾病の成り立ちと予防 生活と疾病	疾病の成り立ちと予防 生活と疾病
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	3	45	～ 90	医療と社会	医療と社会
	小 計	27	405	～ 810		
3 専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	9	135	～ 270	基礎理療学	基礎理療学
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	15	225	～ 450	臨床理療学	臨床理療学
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	30	～ 60	地域理療と理療経営	地域理療と理療経営
	実 習	19	570	～ 855	理療基礎実習	理療基礎実習
	臨床実習	4	120	～ 180	理療臨床実習	理療臨床実習
	総合領域	10	150	～ 450	専門分野に係る各科目	専門分野に係る各科目
					理療情報活用	理療情報
					課題研究	課題研究
小 計	59	1230	～ 2265			
合 計	100	1845	～ 3495			

(注)

1. 教育内容、単位数等は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（昭和 26 年 9 月 13 日）に基づくものである。
2. 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位数は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 21 条第 2 項によるものである。（1 単位の授業科目は 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15 時間から 30 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とし、実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。）
3. 「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。（「実習」については 30～45 時間の授業、「総合領域」については 15～45 時間の授業、その他の教育内容については 15～30 時間の授業をもって 1 単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30～45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする必要がある。また、「総合領域」については、講義又は演習により授業を行う場合は、15～30 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とし、実験、実習又は実技により授業を行う場合は、30～45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。）
4. 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す単位数を超えて履修させることは可能である。
5. 学習指導要領(平成 21 年告示)の教科・科目については、学習指導要領(平成 31 年告示)の教科・科目とすることができる。

エー１ 教育内容と教科「理学療法」に属する科目との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科）※令和２年度以降の入学者に適用

	指定規則に示す教育内容と単位数		左の単位数を換算した授業時間数		学習指導要領(平成31年告示)の教科・科目
1 基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	210	～ 420	科学的思考の基盤 人間と生活
	小 計	14	210	～ 420	
2 専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	180	～ 360	人体の構造と機能
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14	210	～ 420	疾病と障害
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	60	～ 120	保健・医療・福祉と リハビリテーション
	小 計	30	450	～ 900	
3 専門分野	基礎理学療法学	6	90	～ 180	基礎理学療法学
	理学療法管理学	2	30	～ 60	理学療法管理学
	理学療法評価学	6	90	～ 180	理学療法評価学
	理学療法治療学	20	300	～ 600	理学療法治療学
	地域理学療法学	3	45	～ 90	地域理学療法学
	臨床実習	20	600	～ 900	理学療法臨床実習
	小 計	53	1155	～ 2010	
選択科目					理学療法情報
					課題研究
	合 計	101	1815	～ 3330	

(注)

1. 教育内容、単位数等は、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」（昭和41年3月30日）（以下「指定規則」という。）に基づくものである。
2. 「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位数は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項によるものである。（1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
3. 「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。（「実習」については30～45時間の授業、その他の教育内容については15～30時間の授業をもって1単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする必要がある。）
4. 「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す時間数を超過して履修させることは可能である。
5. 実習時間の3分の2以上は医療提供施設において行うこと。また、医療提供施設において行う実習時間のうち2分の1以上は病院又は診療所において行うこと。通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。（指定規則別表第一）
6. 学習指導要領(平成21年告示)の教科・科目については、学習指導要領(平成31年告示)の教科・科目とすることができる。

※学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第135号第5項で準用する同令第91条の規定により令和2年4月1日以降に入学した生徒で、同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。

エー2 教教育内容と教科「理学療法」に属する科目との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科）※平成31年度以前の入学者に適用

	指定規則に示す教育内容と単位数		左の単位数を換算した授業時間数		学習指導要領(平成21年告示)の教科・科目	学習指導要領(平成31年告示)の教科・科目
1 基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	210	～ 420	科学的思考の基盤 人間と生活	科学的思考の基盤 人間と生活
	小 計	14	210	～ 420		
2 専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	180	～ 360	人体の構造と機能	人体の構造と機能
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	12	180	～ 360	疾病と障害	疾病と障害
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	30	～ 60	保健・医療・福祉とリハビリテーション	保健・医療・福祉とリハビリテーション
	小 計	26	390	～ 780		
3 専門分野	基礎理学療法学	6	90	～ 180	基礎理学療法学	基礎理学療法学 理学療法管理学
	理学療法評価学	5	75	～ 150	理学療法評価学	理学療法評価学
	理学療法治療学	20	300	～ 600	理学療法治療学	理学療法治療学
	地域理学療法学	4	60	～ 120	地域理学療法学	地域理学療法学
	臨床実習	18	540	～ 810	臨床実習	理学療法臨床実習
	小 計	53	1065	～ 1860		
選択科目					理学療法情報活用	理学療法情報
					課題研究	課題研究
合 計		93	1665	～ 3060		

(注)

1. 教育内容、単位数等は、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」（昭和41年3月30日）（以下「指定規則」という。）に基づくものである。
  2. 「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位数は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項によるものである。（1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
  3. 「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。（「実習」については30～45時間の授業、その他の教育内容については15～30時間の授業をもって1単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする必要がある。）
  4. 「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す時間数を超えて履修させることは可能である。
  5. 臨床実習の実習時間のうち、その3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。（指定規則別表第一）
  6. 学習指導要領(平成21年告示)の教科・科目については、学習指導要領(平成31年告示)の教科・科目とすることができる。
- ※学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第135号第5項で準用する同令第91条の規定により平成31年4月1日以降に入学した生徒で、同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。

オー１ 教育内容と教科「歯科技工」に属する科目との対比表（特別支援学校（聴覚障害）高等部専攻科）※平成 31 年度以降の入学者に適用

	指定規則（平成 30 年施行）に示す 教育内容と単位数		左の単位数を換算した 授業時間数		学習指導要領(平成 31 年 告示)の教科・科目	
1 基礎分野	科学的思考の基盤	5	75	～	150	科学的思考の基盤
	人間と生活					人間と生活
	小 計	5	75	～	150	
2 専門基礎分野	歯科技工と歯科医療	3	45	～	90	歯科技工学概論 歯科技工関係法規
	歯・口腔の構造と機能	7	105	～	210	歯の解剖学 顎口腔機能学
	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	7	105	～	210	歯科理工学
	小 計	17	255	～	510	
3 専門分野	有床義歯技工学	12	180	～	360	有床義歯工学
	歯冠修復技工学	13	195	～	390	歯冠修復技工学
	矯正歯科技工学	2	30	～	60	矯正歯科技工学
	小児歯科技工学	2	30	～	60	小児歯科技工学
	歯科技工実習	11	330	～	495	歯科技工実習
	小 計	40	765	～	1365	
	合 計	62	1095	～	2025	

(注)

1. 教育内容、単位数は、「歯科技工士学校養成所指定規則」（以下「指定規則」という。）に基づくものである。
2. 「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位数は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 21 条第 2 項によるものである。（1 単位の授業科目は 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15 時間から 30 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とし、実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。）
3. 「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。（「実習」については 30～45 時間の授業、その他の教育内容については 15～30 時間の授業をもって 1 単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30～45 時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする必要がある。）
4. 「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す時間数を超えて履修させることは可能である。
5. 歯・口腔の構造と機能、歯科材料・歯科技工機器と加工技術、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含むこと。（指定規則別表備考 2）
6. 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒 10 人に対し 1 人の割合の歯科医師又は歯科技工士によって教育するものとする。（指定規則別表備考 3）

※学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 135 号第 5 項で準用する同令第 91 条の規定により平成 31 年 4 月 1 日以降に入学した生徒で、同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。

オー２ 教育内容と教科「歯科技工」に属する科目との対比表（特別支援学校（聴覚障害）高等部専攻科）※平成 30 年度以前の入学者に適用

指定規則（平成 27 年施行）に示す教育内容と総時間数		学習指導要領(平成 21 年告示)の教科・科目
外国語	30	
造形美術概論	15	
関係法規	15	歯科技工関係法規
歯科技工学概論	50	歯科技工学概論
歯科理工学	220	歯科理工学
歯の解剖学	150	歯の解剖学
有床義歯工学	440	有床義歯工学
顎口腔機能学	60	顎口腔機能学
歯冠修復技工学	440	歯冠修復技工学
矯正歯科技工学	30	矯正歯科技工学
小児歯科技工学	30	小児歯科技工学
歯科技工実習	520	歯科技工実習
小 計	2000	
選択必修科目	200	歯科技工情報活用
		課題研究
合 計	2200	

(注)

1. 学科目、総時間数等は、「歯科技工士学校養成所指定規則」（以下「指定規則」という。）に基づくものである。
  2. 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含むこと。（指定規則別表備考 1）
  3. 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し、一人の割合の歯科医師又は歯科技工士によって教育するものとする。（指定規則別表備考 2）
  4. 選択必修科目は、本表に掲げる科目のうち、外国語及び造形美術概論以外の科目から選択して講義又は実習を行うこと。（指定規則別表備考 3）
  5. 「指定規則に示す科目と総時間数」欄に示す学科目ごとの授業時間数を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の各科目について、「指定規則に示す科目と総時間数」欄に示す時間数（60 分の授業をもって 1 時間と算定する。）を満たすことが必要である。なお、同欄に示す時間数を超えて履修させることは可能である。
- ※学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 135 号第 5 項で準用する同令第 91 条の規定により平成 31 年 4 月 1 日以降に入学した生徒で、同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。

カ 「柔道整復」教育内容・単位数と授業時間数との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科）

	指定規則に示す教育内容と単位数		左の単位数を換算した 授業時間数		
1 基礎 分野	科学的思考の基盤	14	210	～	420
	人間と生活				
	小 計	14	210	～	420
2 専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能	15	225	～	450
	疾病と傷害	11	165	～	330
	柔道整復術の適応	2	30	～	60
	保健医療福祉と柔道整復の理念	8	120	～	240
	社会保障制度	1	15	～	30
	小 計	37	555	～	1110
3 専 門 分 野	基礎柔道整復学	10	150	～	300
	臨床柔道整復学	17	255	～	510
	柔道整復実技	17	255	～	510
	臨床実習	4	120	～	180
	小 計	48	780	～	1500
	合 計	99	1545	～	3030

（注）

1. 教育内容、単位数等は、「柔道整復師学校養成施設指定規則」（昭和47年5月13日）（以下「指定規則」という。）に基づくものである。
2. 「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容の単位数は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項によるものである。（1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
3. 「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容の単位数に相当する授業時数である。（「実習」については30～45時間の授業、その他の教育内容については15～30時間の授業をもって1単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする必要がある。）

『あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）』（平成元年 10 月 11 日付け文初特第 174 号）（抄）

3. (3) 新規則第 4 条第 14 号にいう「教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品」としては、盲学校においては別表のようなものが考えられるので、別表を標準として整備を図ること。

別 表

教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品

器械器具	1 専門基礎科目用 イ 解剖学実習用機器（動物解剖台、動物解剖道具を含む。） ロ 生理学実習用機器（肺活量系、心電計、筋電計を含む。） ハ 臨床医学実習用機器（血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。） ニ 顕微鏡 2 専門科目用 イ 消毒・保管機器（煮沸消毒器、（以下はり師に係る認定施設に限る。）高圧滅菌器、ガス滅菌器、紫外線消毒器） ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック
標本及び模型	1 組織標本 2 経穴人形 3 デルマトーム人形 4 人体解剖模型（等身大 50 分解以上）、人体骨格模型（等身大）、関節種類模型（8 種以上）、筋模型、脊髓横断模型、脳及び神経系模型（中枢神経及び末梢神経を含むもの）、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型（30 分解以上）、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型（外皮）
図 書	1 教育上必要な専門図書（1,000 冊以上。ただし、点字図書は、1 タイトルを 1 冊とする。） 2 学術雑誌（20 種類以上）
その他の備品	ベッド及びその附属品（生徒 3 人につき 1 組以上）

- 備考 1 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。  
 2 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。